

建設業許可申請・変更届等に関する Q&A

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課

平成31(2019)年4月1日作成

令和3年(2021)年7月15日改訂

【目次】

1 建設業許可の制度について

- Q1-1 一般建設業と特定建設業との違いを教えてください。
- Q1-2 建設業の許可には有効期間がありますか。
- Q1-3 建設業の営業所について教えてください。
- Q1-4 建設業法施行令第3条の使用人とはどのような人なのかを教えてください。
- Q1-5 法人事業税を滞納している場合は許可を受けられないのですか。

2 建設業許可の要件等について

- Q2-1 申請すれば誰でも建設業の許可を受けることはできますか。
- Q2-2 個人事業から法人化(法人成り)しましたが、何か手続が必要なのですか。
 - Q2-3 令和2年10月1日から建設業法施行規則の一部が改正されたことにより、経營業務の管理責任者の要件が変わったと聞いたのですが、教えてください。
 - Q2-4 経營業務の管理責任者に準ずる地位とはどういう意味なのかを教えてください。
 - Q2-5 経營業務の管理責任者の証明者が建設業の許可を受け、この間、所定の決算報告書を提出している場合、工事の請負契約の実績がなくても経営経験が認められますか。
 - Q2-6 経營業務の管理責任者証明書の証明者に記名・押印がもらえない場合どうしたらよいのですか。
 - Q2-7 経營業務の管理責任者としての経験を証明する者は当時の代表者でなければならないのですか。
 - Q2-8 経營業務の管理責任者も専任技術者と同じように営業所専任になるのですか。
- Q2-9 経營業務の管理責任者は本店(主たる営業所)にいないとならないのですか。
- Q2-10 他の会社からの出向社員を経營業務の管理責任者とすることはできますか。
 - Q2-11 経營業務の管理責任者の経験した時の地位は支店長、営業所長でもよいが、建設業法施行令第3条の使用人に限られるのですか(許可がない場合はダメなのですか)。
 - Q2-12 役員でも雇用保険に加入できるのですか。
 - Q2-13 建設業の許可を受け、所定の決算変更届を提出しましたが、一部の期間の決算変更届を紛失しました。その期間について、経營業務の管理責任者の経営経験を認められますか。
 - Q2-14 令和2年10月1日以降に経營業務の管理責任者の変更届を提出したいと考えています。交代日は、令和2年9月15日ですが、後任の経營業務の管理責任者の要件は、令和2年10月1日の建設業法改正後の要件で交代ができるのでしょうか。
 - Q2-15 建設業法施行規則第7条第1号イ(3)の要件で、現在部長職にある者を「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」として申請(交代)したいと考えています。この地位のまま「常勤役員(経營業務の管理責任者)」になれるのでしょうか。
 - Q2-16 新設設立会社で新規申請を考えており、他社で2年以上の建設業の役員経験がある人を採用して、建設業法施行規則第7条第1号ロの常勤役員等(経營業務の管理責任者)を置こうと考えていますが、可能でしょうか。
 - Q2-17 常勤役員等(経營業務の管理責任者)や、専任技術者の技術者要件(実務

経験など)について、他の建設業許可業者での在職経験によって証明したいのですが、建設業許可通知書や建設業許可申請書等を借りることができないため、写しの提出ができません。このような場合はどうすれば良いでしょうか。

Q2-18 建設業法施行規則第7条第1号ロ(1)の「5年以上役員等又は～」の部分の役員等は、当該申請者以外での前職場等での役員等は不可でしょうか。

Q2-19 例えば、常勤役員等が建設業に関する「財務管理の業務経験」を有する者の場合においても、別途財務管理の業務経験を有する「直接に補佐する者」を設置する必要がありますか。「常勤役員等と別人を設置する必要がある。」と認識していますが、どうですか。

Q2-20 建設業法施行規則第7条のロに該当する常勤役員等が、労務管理の経験を5年以上積んでいたとしても、労務管理経験が5年以上の直接に補佐する者は必要とすることでよいのでしょうか。(労務管理経験が足りないために補佐する者を置くのであれば、常勤役員等が労務管理の経験がある場合には必要ないのではないのでしょうか。)

Q2-21 建設業法施行規則第7条のロについて

2つ以上の業務経験がある人の場合は、1人でもよいのでしょうか(「常勤役員等の証明書」は各々の業務内容毎に提出させます。)

Q2-22 建設業法施行規則第7条第1号ロの「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の位置づけについてですが、5年以上の労務管理経験のある経理部長のような過去の経験と現在の地位が合っていない場合も可能とするのでしょうか。

Q2-23 建設業法施行規則第7条第1号ロの要件の中で、役員等に次ぐ職制上の地位にある者に財務管理、労務管理又は業務運営の業務の経験を求めています。この経験は申請する会社での経験しか認められないのでしょうか。

Q2-24 建設業法施行規則第7条イ(1)、(2)及び(3)に規定する「経営業務の管理責任者としての経験」並びにロ(1)及び(2)に規定する「役員等としての経験」には、非常勤役員や社外取締役としての経験は含めることは可能でしょうか。

Q2-25 専任技術者とはどんな人ですか、教えてください。

Q2-26 どういう場合に専任とは認められないのかを教えてください。

Q2-27 専任技術者は現場に出ることができないと聞きましたが、どういうことですか、教えてください。

Q2-28 特定建設業の許可の専任技術者に必要な指導監督的実務経験について教えてください。

Q2-29 指導監督的実務経験証明書に記載する技術者の、共同企業体(JV)の場合の契約金額の取扱いについて教えてください。

Q2-30 経営業務の管理責任者については、証明者が許可を有している場合、工事の請負契約の実績がなくても経営経験を認めるということですが、専任技術者の実務経験についても工事の請負契約の実績がなくても実務経験を認められるのかを教えてください。

Q2-31 専任技術者としての経験(実務経験)を証明する者は当時の代表者でなければならないのかを教えてください。

Q2-32 専任技術者は営業所に専任しなければならないと聞いたのですがどういうことですか。

Q2-33 建設業法第15条のいわゆる「技士補」での経験は、指導監督的実務経験の期間に含めてよいのでしょうか。

Q2-34 建設業の許可の要件である財産的基礎・金銭的信用について教えてください。

Q2-35 現在建設業の許可を受けている法人(会社)で、現在社会保険に加入していない場合は、許可の更新はできないのでしょうか。

Q2-36 法人（会社）の役員が、年金を受給している関係で月5万円しか役員報酬をもらっていないため、社会保険に加入することができない場合は、どのようなもの（書類）で常勤性が確認されるのですか。

Q2-37 法人（会社）を設立したばかりで、まだ給与の支払いがなく、雇用保険や社会保険にも加入していません。このような場合、常勤性の確認はどのような書類で行いますか。

Q2-38 社会保険等とは何ですか。

Q2-39 「社会保険に未加入」というのはどういう場合ですか。

Q2-40 国民健康保険組合に加入していますが、社会保険等未加入建設業者となるのですか。

Q2-41 社会保険等の適用除外となる建設業者の条件は何かを教えてください。

Q2-42 令和2年10月1日からの建設業法施行規則の一部改正に伴い、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の書き方や注点がありますか。

Q2-43 健康保険等の加入状況（様式第7号の3＝新様式）には、社会保険の領収書や雇用保険の申告書などの提出が必要でしょうか。

Q2-44 建設業許可業者で、これまで社会保険が未加入でしたが、この度新たに加入しました。何か届出をしなければならないでしょうか。

Q2-45 建設業法施行規則第7条第2号で、適切な社会保険、雇用保険が許可の要件に新たに加わりましたが、加入が可能な場合は経營業務の管理責任者・専任技術者・経營業務の管理責任者を直接補佐する者も当然に社会保険・雇用保険加入必須となるということでしょうか。

Q2-46 社会保険の加入状況（様式第7号の3）に変更が生じたときに2週間以内に変更届を提出すること（注：変更が従業員数のみである場合を除く）と、令和2年10月1日から変わりましたが、「新たな営業所を追加した」場合、建設業法一部改正の施行（令和2年10月1日）前に許可を受けた建設業者は、2週間以内に提出する必要がありますか。

3 建設業許可の申請手続きについて

Q3-1 建設業許可申請等の用紙はどこで入手できますか。

Q3-2 許可申請手数料はどのくらい費用が必要ですか。

Q3-3 ローマ字等を用いた商号名称で申請できますか。

Q3-4 郵送で申請または届出することはできますか。

Q3-5 申請の受付が完了してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか。

Q3-6 実際に建設業を営業している営業所の所在地と商業登記簿上の所在地とが異なる場合はどのような手続きをすればよいでしょうか。

Q3-7 建設業許可申請書や変更届出書に記載する大臣・知事コードを教えてください。

Q3-8 許可申請書に記載する市町村コードを教えてください。

Q3-9 申請書を作成するとき記載を誤ってしまったのですが、どうすればよいですか。

Q3-10 行政書士が申請代理人の場合、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）や専任技術者証明書（様式第8号）の申請者欄は、申請者の記名の他に行政書士の職名・氏名を記載した代理申請が可能でしょうか。

Q3-11 定款及び商業登記簿謄本の目的欄に記載する業種については、具体的に記載する必要がありますか。

Q3-12 現在、土木工事業の許可を受けています。とび・土工工事業と塗装工事業を業種追加申請したいのですが、定款及び商業登記簿謄本の目的欄には、「土木工事業」のみしか記載していません。申請するために、目的を追加する必要はありますか。

- Q3-13 専任技術者として登録しようとする者について、専任技術者の資格を証明する書面上の氏名と戸籍上の氏名の文字が異なる場合は、どちらの文字で登録すればよいですか。
- Q3-14 許可換えについて教えてください。
- Q3-15 設立直後で工事実績がありませんが、工事経歴書（様式第2号）や直前3年の各営業年度における工事施工金額（様式第3号）はどのように書けばよいでしょうか。
- Q3-16 設立直後や開業直後のため、道税事務所で納税証明書をまだ取ることができない場合には、どのような書類を添付すればよいのでしょうか。
- Q3-17 許可の業種を追加したいのですが、どうすればよいか教えてください。
- Q3-18 業種追加と合わせて更新も同時に申請したいのですが、どのようにすれば良いですか。
- Q3-19 工事実績がない場合でも建設業許可の更新ができますか。
- Q3-20 許可の更新の申請はいつから可能ですか。
- Q3-21 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか。
- Q3-22 更新の申請に当たって、役員の内退があった旨の変更届出書（様式第22号の2）を提出していませんでしたが、更新申請が可能でしょうか。
- Q3-23 「許可の有効期間の調整」とは何ですか。教えてください。
- Q3-24 更新申請時には、法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結など、建設業法施行令第3条に規定する使用人への委任内容が確認できる「委任状」の提示は必要でしょうか。
- Q3-25 施工管理技士の資格を持つ専任技術者が、合格証書の原本を紛失し写しもありません。この場合、再発行の手続きが完了して新たな合格証書が届くまでは、許可の申請及び届出はできないのでしょうか。
- Q3-26 監理技術者資格者証に記載される「所属建設業者」が、国家資格者等・監理技術者の登録を行う業者名と一致していない場合や空欄の場合でも認められますか。
- Q3-27 監理技術者資格者証の記載内容に変更があり、裏面に変更内容が記載されています。裏面の写しも必要ですか。
- Q3-28 出向社員でも経營業務の管理責任者や専任技術者になることができますか。
- Q3-29 経營業務の管理責任者や専任技術者が、後期高齢者医療制度の対象者の場合、常勤性の確認書類としてどういう書類を提示すればよいですか。
- Q3-30 建設業許可申請書等の提出書類で押印が廃止されたと聞いたのですが。

4 許可後の手続き等について

- Q4-1 建設業許可の証明書がほしいのですが、どうすれば入手できますか。
- Q4-2 建設業許可通知書を紛失しましたが、再発行はできますか。
- Q4-3 有限会社から株式会社にしたのですが、届出は必要ですか。
- Q4-4 商号、所在地、資本金、法人の役員等を変更したときは、どのような届出が必要か教えてください。
- Q4-5 経營業務の管理責任者や専任技術者を変更したとき、どのような届出が必要なのか教えてください。
- Q4-6 営業所を新設したときは、どのような手続きが必要か教えてください。
- Q4-7 更新申請時には、法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、建設業法施行令第3条に規定する使用人への委任内容が確認できる「委任状」の提示は不要とのことですが、営業所での業種を変更する場合も不要ですか。
- Q4-8 後期高齢者のため保険証に事業所名の記載がありませんが、後期高齢者である役員へ交代する旨の変更届出書の提出は可能でしょうか。
- Q4-9 新型コロナの影響で、決算変更届を未だに上川総合振興局建設指導課へ提出できていません。建設業許可の更新期限が迫ってきたので、決算変更届を提出せずに、更新申請書を先に郵送してもよいでしょうか。

5 決算報告書について

Q5-1 決算報告書はいつまでに提出しなければならないのですか。

6 廃業届について

Q6-1 廃業届はどのような場合に提出するのでしょうか、教えてください。

Q6-2 許可業種のうち一部の業種を廃業したときは、どのような届出が必要か教えてください。

7 譲渡、合併、分割、相続について

Q7-1 建設業法改正により新しくできました「承継制度」の必要書類や手続きについて教えてください。

Q7-2 建設業の許可を受けている法人ですが、令和2年12月1日にグループ会社へ吸収されて消滅する予定です。廃業や新規申請ではなく、事業承継で建設業の許可を吸収会社へ引き継ぎたいと考えていますが、どのような手続きが必要ですか。

Q7-3 北海道知事許可で建設業を営んでいる法人ですが、他県の建設業許可業者から事業譲渡を受ける予定です。この場合、手続きや必要書類について教えてください。

Q7-4 許可の有効期限が令和2年12月31日ですが、令和3年2月1日に合併で当社が消滅予定です。事業承継を許可の有効期限前に認可されれば、更新申請することは不要でしょうか。

Q7-5 当社（A社）は、コンクリート製品の製造の他、工事部門（建設業を含む）、販売部門、食品加工部門を営んでいるが、令和3年4月1日付けで、A社の社名をB社に変更後、工事部門（建設業を含む）、販売部門、食品加工部門をB社からA社に新設分割して引き継ぐ。その後B社はC社へ吸収合併され消滅することになっている場合、建設業許可申請に係る今後の手続きについて教えてください。

Q7-6 建設業法第17条の2第1項【認可申請における「許可に係る建設業の全部」について】

Q7-7 令和2年10月に改正された建設業法では、当該承継の日の翌日から起算とありますので、仮に令和2年10月15日承継の認可がある場合、承継の日は令和2年10月15日であり、建設業許可の有効期間は、建設業法第17条の2第7項の規定により、令和2年10月16日から令和7年10月15日までとなる（更新時許可日が1日変更となる）と考えて良いでしょうか。

Q7-8 法人成りにより許可を承継する場合で、根拠規定は、建設業法第17条の2第1項か同条第3項のどちらでしょうか。

Q7-9 譲渡について個人が法人化する法人成りではなく、個人が全く関係のない第三者の法人に事業譲渡することも可能なのでしょうか。

Q7-10 被相続人の建設業許可が死亡後30日以内に切れる場合において、相続の認可申請を被相続人の許可が切れた後（死亡日から30日以内）に申請した場合は有効な申請となりますか。

Q7-11 法人成り（個人事業主→法人）による譲渡に係る認可申請について、法人の設立前に認可申請をすることは可能でしょうか。

Q7-12 建設業法施行規則第13条の2について

建設業承継の認可手続きについて、申請時点では「資本金」に関する基準は満たさないが、承継効力発生日には増資を行う旨の契約書が締結済みであり、かつ株主総会において、増資をする旨の議決もある場合には、当該基準を満たすものとして良いのでしょうか。

8 行政手続の対面規制（郵送による申請書等の受付）について

Q8-1 建設業の更新申請の郵送申請について質問ですが、令和3年1月1日から、北海道庁では、建設業許可申請や経営事項審査申請などは、原則郵送による受け付けとされたと聞きましたが、建設業許可の更新の有効期間が満了する日が30日を切ってしまったものは、これまでどおり窓口で受け付けてもらえるのでしょうか。

Q8-2 建設業許可申請書（様式第1号）又は変更届出書（様式第22号の2、様式5-1）に記載する日付は、いつの日付を記入すれば良いのでしょうか。

Q8-3 建設業許可申請書を郵送してから、どのくらいで許可通知書が送られてきますか。また、審査の結果、許可が下りないということがあるのでしょうか。

Q8-4 現在の経営業務の管理責任者を建設業法施行規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等（経営業務の管理責任者）と直接補佐者へ交代したいと考えていますが、郵送でなければ受け付けてもらえないのでしょうか。

Q8-5 専任技術者の交代で、後任者の技術者要件が、指定学科の卒業と実務経験での証明となっていますが、郵送でなければ受け付けてもらえないのでしょうか。

Q8-6 行政書士ですが、副本とは別に行政書士用の控えも許可申請書（変更届出書）同封してありますが、この場合は、行政書士用の控えにも上川総合振興局建設指導課の收受印の押印は可能でしょうか。

Q8-7 更新申請とあわせて、業種の追加を行いたいのですが、郵送で受け付けてもらえますか。

Q8-8 決算報告・役員等（経営業務の管理責任者を除く）の就任退任に関する変更届と、経営業務の管理責任者・専任技術者等許可の要件にかかる変更届と、更新申請を同時に送る場合は、別々に分けて送る必要があるのですか。

9 委任状について

Q9-1 更新申請と、決算報告書と、専任技術者の変更届を同時に提出する予定です。委任状は一部でも構いませんか。

Q9-2 経営事項審査の申請書と決算報告書を同時に提出します。委任状は、どちらかに原本を添付すれば、もう一方はコピーでもかまいませんか。

Q9-3 更新申請と役員の変更届を持参しました。役員の変更届は受け付けてもらえましたが、更新申請に補正項目があり受け付けしてもらえませんでした。委任状は、全委任項目を謳った一部しか預かっていません。受付完了した変更届を返してもらえますか。それとも、もう一部委任状をもらわなくてはなりませんか。

Q9-4 委任状を持参するのを忘れました。間違いなく委任状を預かっているので、ファックスで今すぐ上川総合振興局あてに送ることは出来ます。それを確認してもらい、審査を受けることはできますか。又は委任状を後日郵送しても良いですか。

Q9-5 委任状のコピーは持ってきましたが、原本を忘れてしまいました。事務所に戻り次第、郵送するので、受け付けてもらえますか。

Q9-6 委任状をコピーしてくるのを忘れました。建設指導課でコピーしてもらえませんか。

10 その他

Q10-1 申請手続について相談や作成依頼ができる専門家はいますか。

Q10-2 許可申請書の閲覧は可能ですか。またどこで閲覧できますか。

Q10-3 建設業者に行政処分がないか知りたいのですが、調べる方法を教えてください。

Q10-4 『建設業許可申請の手引き』はどこで入手できますか。

Q10-5 北海道収入証紙のことについて、知りたいのですが。

Q10-6 道の様式で収入証紙貼付台紙がありますが、収入証紙には「割印をしない」旨記載されています。収入証紙の割印はいつ行うのでしょうか。

【注意】

この Q&A は、上川総合振興局管内所在の北海道知事許可の建設業者を対象にしています。他（総合）振興局管内の建設業者の方は、最寄りの（総合）振興局建設指導課へお問い合わせください。

1 建設業許可の制度について



Q1-1 一般建設業と特定建設業との違いを教えてください。

A1-1 建設工事の発注者から直接請け負う請負金額については、一般建設業であっても特定建設業であっても制限はありませんが、元請として工事を請け負った場合の下請に出す金額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要です。

特定建設業の許可を受けていない者は、建設工事の最初の注文者から直接請け負った1件の建設工事について、下請代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となる下請契約を締結して下請負人に施工させることはできません。

なお、このような制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するものですので、下請負人として工事を施工する場合には当てはまりません。



Q1-2 建設業の許可には有効期間がありますか。

A1-2 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。

許可の更新申請は、期間満了日の3か月前から受け付けていますので、許可を更新する場合は、期間満了日の30日前までに申請してください。



Q1-3 建設業の営業所について教えてください。

A1-3 建設業の営業所とは、本店・支店や常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所（以下、「事実上の事務所」という。）をいいます。

建設工事の請負契約の見積り、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所ですので、単なる連絡事務所はこれには該当しませんが、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合には、この営業所にあたります。したがって、登記上だけの本店・支店や、建設業の業務と関係のない本店・支店は該当しません。

登記上の営業所住所と事実上の事務所の住所が違う場合は、申請書への住所の記入は、それぞれの住所を2段書きにしてください。



Q1-4 建設業法施行令（政令）第3条の使用人とはどのような人なのかを教えてください。

A1-4 個人や法人の代表権者から、建設工事の見積りや契約締結、入札参加等の委任を受けている、支店や従たる営業所の代表者（支店長や営業所長等）を指します。



Q1-5 法人事業税を滞納している場合は許可を受けられないのですか。

A1-5 許可の要件には該当しないため、許可を受けられないということはありません。



2 建設業許可の要件等について



Q2-1 申請すれば誰でも建設業の許可を受けることはできますか。

A2-1 建設業法に定められている次の要件を満たしている必要があります。

- 1 建設業者の事業の持続可能性の観点から、経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有すること（次のイ又はロのどちらかの要件を有する体制にあることを証明することができる）
 - イ 経營業務の管理責任者を1名備えることによって、建設業の経営体制を有すること
 - ロ 常勤役員等1名とその者を財務・労務・業務の分野において直接に補佐する者を3名（同一人可）備えることによって、建設業の経営体制を有することを証明できること
- 2 資格・実務経験等を有する技術者の配置（専任の技術者がいること）
- 3 財産的基礎・金銭的信用を有すること
- 4 建設業の営業を行う事務所を有すること
- 5 適切な社会保険に加入していること
- 6 法人の役員等、個人事業主、支配人、支店長・営業所長などが欠格要件等に該当しないこと。



Q2-2 個人事業から法人化（法人成り）しましたが、何か手続が必要なのですか。

A2-2 建設業許可を受けて営業をしている個人事業主が事業を法人化した場合は、新たに法人としての新規の建設業許可申請を行ってください。あわせて個人事業に係る建設業許可の廃止の届出（様式第22号の4）を行ってください。



ア 経營業務の管理責任者

Q2-3 令和2年10月1日から建設業法施行規則の一部が改正されたことにより、経營業務の管理責任者の要件が変わったと聞いたのですが、教えてください。

A2-3

経營業務の管理責任者の要件が、適正な経營業務体制を有していることに改正され、「経營業務管理責任者要件の見直し」がなされました。

経營業務管理責任者要件の見直し（建設業法施行規則（以下「規則」という）第7条第1号）

ア要件の緩和

改正前は、

- ①許可を受けようとする業種と同一業種の経営経験の場合5年、異なる業種の経営経験6年が必要
- ②補佐経験の場合、経験を積んだ業種の経營業務管理責任者にしかなれない

との制約がありましたが、改正後は、

- ①経営経験を積んだ業種に関わらず5年に統一
- ②異なる業種の経營業務の管理責任者になることが可能となりました。

常勤役員等のうち1人が、次の(a)～(c)のいずれかに該当する者であること

(a)	規則第7条第1号イ(1)該当	経營業務の管理責任者として5年以上の経営経験を有すること
(b)	規則第7条第1号	権限のある執行役員等として5年以上の経営経験を有すること

	イ(2)該当		
(c)	規則第7条第1号 イ(3)該当	経營業務の管理責任者に準ずる地位で、6年以上経營業務を補佐した経験を有すること	
<p>イ 要件の追加 アの要件に加え、常勤役員等十当該常勤役員等を直接に補佐する者の組合せで次表の要件を満たしている場合も、経營業務管理責任者要件を満たすとされました。</p>			
<p>常勤役員等のうち1人が、次のⅠⅡのいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者として(a)～(c)の全ての経験を有する者（同一人でも複数人（最大3名）でも可）を配置していること</p>			
常勤役員等	Ⅰ	規則第7条第1号 □(1)該当	以下(a)～(c)のいずれかの経験（建設業の役員等の経験2年以上を必ず含むこと）
	Ⅱ	規則第7条第1号 □(2)該当	5年以上の役員等の経験（建設業の役員等の経験2年以上を必ず含むこと）
直接に補佐する者	(a)		役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の財務管理の業務経験を有すること
	(b)		役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の労務管理の業務経験を有すること
	(c)		役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における、建設業に関する5年以上の業務運営の業務経験を有すること
<p>許可を取る法人の「常勤の役員」、または「個人事業主」であることが条件となることから、営業所に毎日所定の時間、その職場に従事していることが必要のため、「住民票」及び「健康保険証のコピー（会社名が記載されているもの）」、もしくは賃金台帳、源泉徴収簿、確定申告書（個人の場合）などで常勤性を確認します。</p> <p>なお、経營業務の管理責任者の常勤性について、常勤性が認められない事例もあります。</p> <p>※常勤性が認められない事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 住所が勤務する営業所所在地から遠距離にあり、常識上、毎日通勤ができない場合 二 他の業者の経營業務の管理責任者や専任技術者、国家資格を有する常勤の技術者等 三 建築士事務所を管理する建築士や宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等、他の法令により専任を要するとされている者。ただし、同一企業の同一営業所である場合は兼任も可能です。 <p>↓こちらをクリック 「道内建設業者の皆様へ（令和2年（2020年）10月）」（北海道建設部建設管理課HPへリンク）</p>			

Q2-4 経營業務の管理責任者に準ずる地位とはどういう意味なのかを教えてください。

A2-4 経營業務の管理責任者に準ずる地位とは、「補佐経験」のことをいい、法人の場合は役員に次ぐ地位にあって、実際に経營業務に携わった経験がある者、若しくは、個人事業主の下で事業専従者等として実際に経營業務に携わった経験がある者を指します。



Q2-5 経營業務の管理責任者の証明者が建設業の許可を受け、この間、所定の決算報告書を提出している場合、工事の請負契約の実績がなくても経営経験が認められますか。

A2-5 請負契約の実績の有無は問わず、経営経験として認められます。

なお、この取扱いは経營業務の管理責任者の証明者が建設業の許可を受けている場合にのみ限られますので、証明者が許可を受けていない場合は、請負契約の実績がなければ経営経験として認めることはできません。



Q2-6 経營業務の管理責任者証明書の証明者に記名・押印がもらえない場合どうしたらよいですか。

A2-6 押印を求める手続きの見直し等のため、令和3年（2021年）1月1日付けで、建設業法原則施行規則の一部が改正されたことに伴い、様式第7号「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書の証明者の押印は必要なくなりました。申請者以外が証明する場合も同様です。



Q2-7 経營業務の管理責任者としての経験を証明する者は当時の代表者でなければならないのですか。

A2-7 原則として使用者（法人の場合は現在の代表者、個人の場合は当該本人）でなければなりません。法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としてします。

なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には自己証明となります。（使用者以外の証明が得られない場合は備考欄にその理由を記載する必要があります。）喧嘩別れにより証明をもらいにくいなどは、正当な理由に該当しません。



Q2-8 経營業務の管理責任者も専任技術者と同じように営業所専任になるのですか。

A2-8 専任技術者と同じように専任となります。



Q2-9 経營業務の管理責任者は本店（主たる営業所）にいないとならないのですか。

A2-9 経營業務の管理責任者は、建設業法上の主たる営業所に常勤で勤務しなければなりません。



Q2-10 他の会社からの出向社員を経營業務の管理責任者とすることはできますか。

A2-10 常勤性が確認できれば認められます。ただし、出向社員は、工事現場に置かれる主任技術者、監理技術者にはなりません。



Q2-11 経營業務の管理責任者の経験した時の地位は支店長、営業所長でもよいが、建設業法施行令第3条の使用人に限られるのですか（許可がない場合はだめなのですか）。

A2-11 建設業法施行令第3条の使用人に限られます。「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に監理した経験であり、工事の施工に関する事務所の長のような経験はこれに含まれません。



Q2-12 役員でも雇用保険に加入できるのですか。

A2-12 原則加入できません。例外として、報酬ではなく賃金での支給の場合及び勤務形態についても就業規則に縛られる等の条件であれば加入できます。



Q2-13 建設業の許可を受け、所定の決算報告書を提出しましたが、一部の期間の決算報告書を紛失しました。その期間について、経營業務の管理責任者の経営経験を認められますか。

A2-13 現在、北海道知事許可を有している建設業者の場合は、上川総合振興局が保管している直近の決算報告書で確認できる決算日までは、所定の決算報告書をすべて提出していると認めます。したがって、上川総合振興局で保管している直近の決算報告書の決算日以降、新たな決算を終了し4か月を経過していない場合は、建設業許可を申請する時点まで、経営経験として認めます。

廃業や建設業許可を失効した業者の場合は、業者が保管している最新の決算報告書で確認できる決算日までは経営経験として認めます。

また、業者が決算報告書を保管していない場合でも、新規で許可を受けてから最終の更新許可の日までは経営経験として認めます。

※許可申請書や決算報告書の副本は、確認書類として、申請者においてご用意いただく必要がありますので、必ず持参ください。ただし、紛失等の理由により持参できない場合は、その旨、受付時にお申し出ください。



Q2-14 令和2年10月1日以降に経營業務の管理責任者の変更届を提出したいと考えています。交代日は、令和2年9月15日ですが、後任の経營業務の管理責任者の要件は、令和2年10月1日の建設業法改正後の要件で交代ができるのでしょうか。

A2-14 交代日が令和2年9月30日以前の場合は、旧要件で確認しますので、注意願います。交代日が令和2年10月1日以降である場合のみ、法改正後の新要件での交代ができます。



Q2-15 建設業法施行規則第7条第1号イ(3)の要件で、現在部長職にある者を「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」として申請(交代)したいと考えています。この地位のまま「常勤役員(経營業務の管理責任者)」になれるのでしょうか。

A2-15 建設業法施行規則第7条第1号イ(3)の「経営補助経験」とは、この者の過去の経験を証明するためのものです。常勤役員(経營業務の管理責任者)に就任するためには、申請(届出)時には「役員等(取締役又は執行役員)となっていなければなりません。



Q2-16 新設設立会社で新規申請を考えており、他社で2年以上の建設業の役員経験がある人を採用して、建設業法施行規則第7条第1号ロの常勤役員等(経營業務の管理責任者)を置こうと考えていますが、可能でしょうか。

A2-16 建設業法施行規則第7条第1号ロ該当の特徴としては、自社で5年以上建設業の財務管理、労務管理、業務運営に関する業務経験のある者を、常勤役員等(経營業務の管理責任者)を直接補佐する者として配置する必要があります。

従いまして、新規設立の会社を含め、設立から5年に満たない会社では、この直接補佐者を配置することができないため、ご照会の場合は、建設業法施行規則第7条第1号イ(1)～(3)に該当する者を、常勤職員等(経營業務の管理責任者)としなければなりません。



Q2-17 常勤役員等(経營業務の管理責任者)や、専任技術者の技術者要件(実務経験など)について、他の建設業許可業者での在職経験によって証明したいのですが、建設業許可通知書や建設業許可申請書等を借りることができないため、写しの提出ができません。このような場合はどうすれば良いのでしょうか。

A2-17 北海道知事の建設業許可業者の場合は、様式第7号(常勤役員等証明書)、第7号の2(常勤役員等を直接に補佐する者の証明書)や様式第9号(実務経験証明書)の備考欄に、許可番号・最初の許可年月日・許可業種・許可会社名称等を記載ください。北海道知事許可以外の建設業許可業者での経験である場合は、同様に許可番号等を記載の上、記載していただいた許可情報が事実であることを許可行政庁の建設業許可担当者にご確認していただいた上で、その確認した年月日・担当者氏名・担当者連絡先等について付記してください。



Q2-18 建設業法施行規則第7条第1号ロ(1)の「5年以上役員等又は～」の部分の役員等は、当該申請者以外での前職場等での役員等は不可でしょうか。

また、「(「財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。」)は、「5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者」にかかるのでしょうか。

A2-18

1点目については、常勤役員等は他社での経験も可能です。

2点目については、「役員等に次ぐ職制上の地位にある者」のみにかかります。



Q2-19 例えば、常勤役員等が建設業に関する「財務管理の業務経験」を有する者の場合においても、別途財務管理の業務経験を有する「直接に補佐する者」を設置する必要がありますか。「常勤役員等と別人を設置する必要があります。」と認識していますが、どうですか。

A2-19

- 1 常勤役員等とその者を補佐する者は兼ねることができないため、常勤役員等と別人を設置する必要があります。
- 2 常勤役員等が建設業法施行規則第7条第1号口の条件を満たすような場合、例えばロ(2)の場合ですと建設業における役員経験は2年でも条件を満たすため、(ある程度の経験であっても)必ずしも財務管理の業務経験を十分に有していないことも考えられるので、(5年の財務管理の業務経験を有し、かつ申請する会社についても知見を持つ)直接に補佐する者を置いてそこをカバーするという趣旨です。



Q2-20 建設業法施行規則第7条のロに該当する常勤役員等が、労務管理の経験を5年以上積んでいたとしても、労務管理経験が5年以上の直接に補佐する者は必要ということでしょうか。(労務管理経験が足りないために補佐する者を置くのであれば、常勤役員等が労務管理の経験がある場合には必要ないのではないのでしょうか。)

A2-20

お見込みのとおりです。



Q2-21 建設業法施行規則第7条のロについて

2つ以上の業務経験がある人の場合は、1人でもよいのでしょうか(「常勤役員等の証明書」は各々の業務内容毎に提出させます。)

また、「5年以上の業務経験」とありますが、業務分掌規定等で経験内容が確認できれば、経験期間が重複していてもよいのでしょうか。

A2-21

建設業許可事務ガイドライン【第5条及び第6条関係】2.(6)②のとおり、一人が複数の経験を兼ねることについて、またその経験期間が重複していても差し支えありません。



Q2-22 建設業法施行規則第7条第1号口の「当該常勤役員等を直接に補佐する者」の位置づけについてですが、

1 5年以上の労務管理経験のある経理部長のような過去の経験と現在の地位が合っていない場合も可能とするのでしょうか。

2 「当該常勤役員等を直接に補佐」であるため、経營業務の管理責任者とは関係ない取締役を補佐するような地位は認められないのでしょうか。経營業務の管理責任者該当者を直接に補佐する地

位でないと認められないのでしょうか。

A2-22

- 1 該当する過去の経験があれば現在の地位が異なっても問題はありません。
- 2 建設業法施行規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する地位の者として、必要な各種経験を有している者を置く必要があります。



Q2-23 建設業法施行規則第7条第1号ロの要件の中で、役員等に次ぐ職制上の地位にある者に財務管理、労務管理又は業務運営の業務の経験を求めています。この経験は申請する会社の経験しか認められないのでしょうか。

A2-23

当該経験については、申請する会社の経験しか認められないものではありません。



Q2-24 建設業法施行規則第7条イ(1)、(2)及び(3)に規定する「経営業務の管理責任者としての経験」並びにロ(1)及び(2)に規定する「役員等としての経験」には、非常勤役員や社外取締役としての経験は含めることは可能でしょうか。

A2-24

ご質問の経験については、非常勤役員や社外取締役としての経験は、含めることは可能とされています。



イ 専任技術者

Q2-25 専任技術者とはどんな人ですか、教えてください。

A2-25 「専任技術者」とは、本・支店の各営業所に常勤して、専らその業務に従事する技術者をいいます。建設業の許可を得るためには、その営業所の許可業種ごとに専任技術者が必要です。同一営業所内の場合のみ、複数の許可業種の専任技術者を兼任することが可能です。

専任技術者の要件については、次のア～ウのいずれかに該当する者です。

ア 許可を受けようとする業種に係る特定の学科を修了し、一定の実務経験を有する者

イ 許可を受けようとする業種に関し、120か月の実務経験を有する者

ウ 一定の国家資格を有する者

また、常勤性の確認のための提示書類等については経営業務の管理責任者と同様に必要です。

常勤性が認められない事例については、次のA2-15を参照ください。

※専任技術者は、同一営業所内において1業種につき1人となりますので、同業種に複数人の登録はできませんのでご注意ください。



Q2-26 どのような場合に専任とは認められないのかを教えてください。

A2-26 次のような場合が専任とは認められません。

- ・現在住んでいる所が、勤務を要する営業所所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者。
- ・他の営業所の専任技術者になっている者。
- ・他の法令により専任技術者になっている者。（同一事務所と兼ねている場合は除く）
- ・他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員になっている者。
- ・国及び地方公共団体の議員になっている者。



Q2-27 専任技術者は現場に出ることができないと聞きましたが、どういうことですか、教えてください。

A2-27 原則、現場の主任技術者等になることはできません。例外として、次の基準を全て満たせば兼ねることができます。

- ・当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事し得る程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとり得る体制にあること。
- ・当該建設工事が、工事現場への専任を要する工事（公共性のある工作物に関する重要な工事）で請負金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円以上）でないこと。



Q2-28 特定建設業の許可の専任技術者に必要な指導監督的実務経験について教えてください。

A2-28 発注者から直接請け負う 1 件の建設工事代金の額が 4,500 万円以上で、2 年以上の指導監督的な実務経験をいいます。

「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

また、実務の経験の期間は、具体的に携わった建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間です。（経験期間が重複しているものは二重に計算しません。）



Q2-29 指導監督的実務経験証明書に記載する技術者の、共同企業体（JV）の場合の契約金額の取扱いについて教えてください。

A2-29 出資割合ではなく、契約金額の総額とします。



Q2-30 経營業務の管理責任者については、証明者が許可を有している場合、工事の請負契約の実績がなくても経営経験を認めるということですが、専任技術者の実務経験についても工事の請負契約の実績がなくても実務経験を認められるのかを教えてください。

A2-30 専任技術者の実務経験については、経營業務の管理責任者とは異なり、工事の請負契約の実績があり、その工事に関する技術上の職務についていなければ、実務経験とは認められません。実務経験は、実務経験証明書（様式第9号）に、具体的な工事を記載し契約書や注文書等確認書類を提示していただく必要があります。

なお、経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の経営経験に記載された期間について、新規申請等（更新申請を除く）で確定申告書＋工事の請負契約書等で、工事の実績を確認された期間が確認できる場合、当該期間については専任技術者の実務経験の期間として認めます。



Q2-31 専任技術者としての経験（実務経験）を証明する者は当時の代表者でなければならないのかを教えてください。

A2-31 原則として使用者（法人の場合は現在の代表者、個人の場合は当該本人）でなければなりません。法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者として扱います。

なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には自己証明となります。（使用者以外の証明が得られない場合は備考欄にその理由を記載する必要があります。）退職時のトラブルなどは、正当な理由に該当しません。



Q2-32 専任技術者は営業所に専任しなければならないと聞いたのですがどうのことですか。

A2-32 専任技術者とは、営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務しなければなりません。



Q2-33 建設業法第15条のいわゆる「技士補」での経験は、指導監督的実務経験の期間に含めてよいのでしょうか。

A2-33

差し支えありません。



ウ 財産的基礎関係

Q2-34 建設業の許可の要件である財産的基礎・金銭的信用について教えてください。

A2-34 一般建設業の許可を受ける場合には、次のいずれかに該当する必要があります。

■一般建設業における財産的基礎、金銭的信用

申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかかな者でないこととし、申請時点において、次のいずれかに該当する者は、倒産する

ことが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱います。

ア 直前の決算において、自己資本の額が500万円以上であること。

イ 申請者名義の金融機関の預金残高証明書（残高日が申請日前4週間以内のもの）で、500万円以上の資金調達能力を証明できること。

ウ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。（5年目の更新申請者は、この基準に適合するものとみなします。）

■特定建設業における財産的基礎

申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有することとし、原則として、許可申請時の直前の決算期における財務諸表において、次のすべてに該当するものは、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱います。

- ア 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- イ 流動比率が75%以上であること。
- ウ 資本金の額が2,000万円以上であること。
- エ 自己資本の額が4,000万円以上であること。



エ 常勤性関係

Q2-35 現在建設業の許可を受けている法人（会社）で、現在社会保険に加入していない場合は、許可の更新はできないのでしょうか。

A2-35 法人については、社会保険の加入が法的に義務付けられていることから、平成22年4月1日以降の申請分から、適用除外に該当する場合を除き、役員については社会保険、その他の職員については社会保険又は雇用保険の関係書類で常勤性を確認することになりました。更新にあたっては、許可の有効期間の満了前に確認ができるように早めの手続きをお願いします



Q2-36 法人（会社）の役員が、年金を受給している関係で月5万円しか役員報酬をもらっていないため、社会保険に加入することができない場合は、どのようなもの（書類）で常勤性が確認されるのですか。

A2-36 常勤であり、役員報酬をもらっていれば、金額の多寡に関係なく社会保険に加入することができます。詳細については、日本年金機構にお問い合わせください。



オ 社会保険について

Q2-37 法人（会社）を設立したばかりで、まだ給与の支払いがなく、雇用保険や社会保険にも加入していません。このような場合、常勤性の確認はどのような書類で行いますか。

A2-37 法人は、強制適用事業所として社会保険加入が義務付けられています。

なお、社会保険の資格証明の取得に時間がかかる場合は、暫定的に受付印のある「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の控えを確認書類として取り扱うことも可能です。（資格取得後、資格証明書を提出）雇用保険の場合は「被保険者証」などで確認します



Q2-38 社会保険等とは何ですか。

A2-38 雇用保険・健康保険・厚生年金保険の3保険のことをいいます。



Q2-39 「社会保険に未加入」というのはどういう場合ですか。

A2-39 「社会保険等に未加入」とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。

また、3保険のうち一つでも届出義務を果たしていないものがあれば「未加入」となります。

従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となります。

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細な内容は年金事務所などに確認願います。



Q2-40 国民健康保険組合に加入していますが、社会保険等未加入建設業者となるのですか。

A2-40 法人や常時5人以上の従業員を使用する国民健康保険組合に加入している建設業者であっても、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業者が5人以上に増加した際に、必要な手続きを行って加入しているものであれば、適法に加入していることから、社会保険等未加入建設業者とはなりません。詳細は年金事務所などに確認願います。



Q2-41 社会保険等の適用除外となる建設業者の条件は何かを教えてください。

A2-41 健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や、常時雇用の従業員が5人未満である個人事業主の加入義務はありません。

また、雇用保険については、次に掲げる者については適用除外となり加入義務はありません。

(1) 1週間の所定労働時間が20時間未満である者や、同一の事業主に31日以上雇用されることが見込まれない者

(2) 一人親方で被保険者となる労働者がいない場合

なお、社会保険等において、一人親方や、常用雇用の従業者等の考え方については、その働き方によって総合的に判断されますので、詳細の内容は年金事務所などに確認願います。



Q2-42 令和2年10月1日からの建設業法施行規則の一部改正に伴い、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）の書き方や注意点がありますか。

A2-42 「健康保険等の加入状況」の様式は、様式番号が「第20号の3」から「第7号の3」に繰り上がっています。また、「適用除外」の該当番号が「3」番から「2」番に変わっています。従来「3」は適用除外の番号でしたが、令和2年10月1日からは「3」は「本社一括加入」の番号に変わっています。

なお、令和2年10月1日から健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入が建設業許可の要件となりましたので、「未加入」の場合は申請できません。

さらに、令和2年10月1日から行政書士等による代理人押印が不可となりましたので、必ず申請者印での作成をお願いします。



Q2-43 健康保険等の加入状況（様式第7号の3＝新様式）には、社会保険の領収書や雇用保険の申告書などの提出が必要でしょうか。

A2-43 保険の加入確認のため、次の書類の写しの提出が必要です。

- 健康保険と厚生年金：お手元にある直近の保険料を支払ったことがわかる領収書や領収済通知書の写し
- 雇用保険：直近の労働保険概算・確定保険料申請書及び領収済通知書の写し



Q2-44 建設業許可業者で、これまで社会保険が未加入でしたが、この度新たに加入しました。何か届出をしなければならないでしょうか。

A2-44 健康保険等の加入状況に変更が生じた場合は、事実の発生後2週間以内に変更届出書（様式5-1）の提出が必要となりますので、以下の書類を郵送提出してください。

- 様式第7号の3「健康保険等の加入状況」
- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入証明資料

なお、加入状況の変更（未加入から加入へなった、適用除外となった、事業所整理番号や労働保険番号が変わった等）ではなく、加入人数の変更のみの場合は、事業年度終了後4ヶ月以内の提出期限のため、毎年度の決算報告書に添付してください。



Q2-45 建設業法施行規則第7条第2号で、適切な社会保険、雇用保険が許可の要件に新たに加わりましたが、加入が可能な場合は経營業務の管理責任者・専任技術者・経營業務の管理責任者を直接補佐する者も当然に社会保険・雇用保険加入必須となるということでしょうか。

A2-45

建設業法施行規則第7条第2号において、営業所に限り、適切な社会保険に加入していることを求めています。個人の加入までを許可の要件としているわけではありません。



Q2-46 社会保険の加入状況（様式第7号の3）に変更が生じたときに2週間以内に変更届を提出すること（注：変更が従業員数のみである場合を除く）と、令和2年10月1日から変わりましたが、「新たな営業所を追加した」場合、建設業法一部改正の施行（令和2年10月1日）前に許可を受けた建設業者は、

ア 2週間以内に提出する必要がありますか

イ または事業年度終了後4ヶ月以内に提出するので良いのか

ということですが、令和2年10月1日の建設業法の一部改正前に許可を受けた場合は、社会保険に係る変更届は提出しなくてよいのでしょうか。

A2-46

改正建設業法の附則では、届出の日数まで規定しておらず、よって法施行前に許可を受けた建設業者についても、様式第7号の3に変更が生じた場合は、2週間以内に変更届を提出する必要があります。



3 建設業許可の申請手続きについて



ア 申請全般について

Q3-1 建設業許可申請等の用紙はどこで入手できますか。

A3-1 建設業許可申請等の用紙は、上川総合振興局建設指導課又は道建設部建設管理課のホームページからダウンロードできます。

【建設業法等の様式ダウンロード】

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/keniohp/sinsa/form2_20201000.html

また、申請用紙は一般社団法人北海道土木協会（電話011-271-3681）

（<http://doboku.server-shared.com/goods.html>）で販売しています。



Q3-2 許可申請手数料はどのくらい費用が必要ですか。

A3-2 知事許可の申請手数料は、一般建設業、特定建設業それぞれについて、新規申請9万円、更新、業種追加はともに5万円です。いずれも北海道収入証紙が必要です。北海道収入証紙は管内の最寄りの金融機関か北海道上川合同庁舎1階売店で販売しています。

一般建設業許可のみを持っていて、新たに特定建設業許可の業種追加を申請する場合、あるいは特定建設業許可のみを持っていて、新たに一般建設業許可の業種追加を申請する場合は、「業種追加」ではなく「新規申請」となるため、手数料は9万円です。

大臣許可の場合は、国土交通省北海道開発局にお尋ねください。



Q3-3 ローマ字等を用いた商号名称で申請できますか。

A3-3 商業登記規則等の改正（平成 14 年 11 月 1 日施行）により、商号の登記について、ローマ字その他の符号で法務大臣が指定するものを用いることができることとされました。用いることができるのは、ローマ字（大文字及び小文字）、アラビア数字、アンパサンド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」、中点「・」ですが、使い方に制限がある符号もあります。詳しくは法務省のホームページをご覧ください。最寄りの法務局にお尋ねください。



Q3-4 郵送で申請または届出することはできますか。

A3-4 北海道知事許可に係る建設業許可等の申請につきましては、令和 3 年（2021 年）1 月 1 日から「郵送による受付」を基本とすることとされました。建設業許可申請、各種変更届出（決算報告含む）のほか、経営事項審査申請、建設リサイクル法に基づく解体工事業登録、浄化槽工事業者の登録、特例浄化槽工事業者に係る届出も郵送により受け付けております。

詳しくは、北海道建設部建設管理課のホームページの「建設業法等様式ダウンロード」をご覧ください。

「建設業法等様式ダウンロード」の URL

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/keniohp/sinsa/shinseisyo.htm>



Q3-5 申請の受付が完了してから許可を受けるまでにはどのくらい期間がかかるのですか。

A3-5 北海道知事許可の場合の標準処理期間は概ね 35 日（土日・祝祭日を除く開庁日）とされています。（なお 5 月 3～5 日の 3 日間、12 月 29 日～1 月 3 日の 6 日間及び、書類不備等の補正に要する期間は含みません。）



Q3-6 実際に建設業を営業している営業所の所在地と商業登記簿（登記事項証明書）上の所在地とが異なる場合はどのような手続きをすればよいでしょうか。

A3-6 実際に建設業を営業している営業所の所在地を申請・届出してください。

登記上の営業所住所と事実上の事務所の住所が違う場合は、申請書への住所の記入は、それぞれの住所を 2 段書きにしてください（許可申請書（様式第 1 号）のみで良いです。）。



Q3-7 建設業許可申請書や変更届出書に記載する大臣・知事コードを教えてください。

A3-7 建設業許可申請書や変更届出書などの「許可番号」欄に記載する「大臣・知事コード」

は、国土交通大臣許可の場合は「00」、北海道知事許可の場合は「01」です。



Q3-8 許可申請書に記載する市町村コードを教えてください。

A3-8 建設業許可申請書や変更届出書などに記載する「主たる営業所の所在地市町村コード」は次のとおりです。

コード番号	市町村名	コード番号	市町村名	コード番号	市町村名
01204	旭川市	01456	愛別町	01464	和寒町
01220	士別市	01457	上川町	01465	剣淵町
01221	名寄市	01458	東川町	01468	下川町
01229	富良野市	01459	美瑛町	01469	美深町
01452	鷹栖町	01460	上富良野町	01470	音威子府村
01453	東神楽町	01461	中富良野町	01471	中川町
01454	当麻町	01462	南富良野町	01472	幌加内町
01455	比布町	01463	占冠村		

「主たる営業所の所在地」の欄には、この市町村コード表に記載されている市町村に続く町名、街区符号、住居番号等を記載します。「丁目」「番」「号」については、ハイフン「-」を用いて記載します。



Q3-9 申請書を作成するとき記載を誤ってしまったのですが、どうすればよいですか。

A3-9 建設業許可申請書や変更届出書の提出に当たって、記載事項を訂正する場合には、訂正箇所ボールペン等で二重線をひいてください。修正液・修正テープ等での訂正は認めていません。

また、申請代理人の職印や申請担当者の認め印により訂正していただく場合もありますので、建設業許可申請書等の提出に際しては、職印や認め印を持参してください。

なお、申請書等を提出された後に、その記載内容に誤りがあることが判明した場合には、当課へ連絡をください。訂正に応じられない場合や訂正するには他の手続きによる必要がある場合、訂正しようとする事実を証する書類を提示・添付していただく必要がある場合もあります。



Q3-10 行政書士が申請代理人の場合、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）や専任技術者証明書（様式第8号）の申請者欄は、申請者の記名の他に行政書士の職名・氏名を記載した代理申請が可能でしょうか。

A3-10 建設業法施行規則で定められた様式（法定書類）のうち、申請代理人による記名が認められていない書類は次のとおりですのでご注意ください。

様式第6号（誓約書）、様式第7号（常勤役員等の証明書）、様式第7号の別紙（常勤役員

等の略歴書)、様式第7号の2(常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書)、様式第7号の2別紙1及び2(常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書の略歴書)、様式第7号の3(健康保険等の加入状況)、様式第8号(専任技術者証明書)、様式第9号(実務経験証明書)、様式第10号(指導監督的実務経験証明書)、様式第12号(許可申請者の住所、生年月日等に関する調書)、様式第13号(建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書)、第22号の6(誓約書)、第22号の11(誓約書)

※なお、様式第8号(専任技術者証明書)で、専任技術者の削除(様式第8号の項番61が「4」の場合)のみ申請代理人の記名が可能です。



Q3-11 定款及び商業登記簿謄本の目的欄に記載する業種については、具体的に記載する必要がありますか。

A3-11 上川総合振興局では、建設工事の完成を請け負う営業であることが文理上確認できる目的を定めていることを求めています。また、具体的な業種又は建設工事の種類が特定できるか否かは問いません。(例:「土木工事業」、「建築工事業」などは全業種の目的として可としています。)



Q3-12 現在、土木工事業の許可を受けています。とび・土工工事業と塗装工事業を業種追加申請したいのですが、定款及び商業登記簿謄本の目的欄には、「土木工事業」のみしか記載していません。申請するために、目的を追加する必要はありますか。

A3-12 追加の必要ありません。



Q3-13 専任技術者として登録しようとする者について、専任技術者の資格を証明する書面上の氏名と戸籍上の氏名の文字が異なる場合は、どちらの文字で登録すればよいですか。

A3-13 専任技術者の資格を証明する書面(資格認定書、卒業証明書等)に記載の文字で届出をお願いします。



イ 新規申請の手続きについて

Q3-14 許可換えについて教えてください。

A3-14 許可換えには次の3種類があります。

①知事許可業者が他の都道府県へ営業所のすべてを移転した場合は、許可権者が変更になりますので、移転先(主たる営業所の所在地)の都道府県知事に対し新規の許可申請が必要です。

②大臣許可業者が他の都道府県の従たる営業所をすべて廃止もしくは廃業して、単独の都道府県のみで建設業の営業をすることになった場合は、主たる営業所のある都道府県知事の許可になりますので、主たる営業所の所在地の都道府県知事に対し新規の許可申請が必要で

す。

③知事許可業者が他の都道府県に従たる営業所を新たに設置した場合は、国土交通大臣許可になりますので、主たる営業所の所在地の都道府県知事を通して各地方整備局長に対し新規の許可申請が必要です。

これら3つの場合は、いずれも「許可換え新規」の申請になります。

異動先の新たな許可が出た時点で従前の許可は失効するため、廃業届は必要ありません。

異動先の新たな許可権者である都道府県、又は所管の各地方整備局によっては、北海道知事許可と申請時の提示・添付書類等が異なる場合がありますので、あらかじめ異動先の都道府県等の担当課にご確認ください。



Q3-15 設立直後で工事实績がありませんが、工事経歴書（様式第2号）や直前3年の各営業年度における工事施工金額（様式第3号）はどのように書けばよいのでしょうか。

A3-15 実績がない場合は、申請業種を記載の上、例えば「新規申請につき該当なし」と記入してください。



Q3-16 設立直後や開業直後のため、道税事務所で納税証明書をまだ取ることができない場合には、どのような書類を添付すればよいのでしょうか。

A3-16 上川総合振興局内の道税事務所（上川総合振興局課税課又は名寄道税事務所）に提出し、受付を完了した法人設立等申告書、個人の開業申告書の写しを添付してください。

※受付印又はメール受信通知（電子申告の場合）が必要です。

ただし、1度でも決算を済ませた法人や個人事業主は、課税額や納税額がなくても、法人事業税又は個人事業税の納税証明書（いずれも原本、それ以外の書類は不可）を添付してください。

なお、個人事業税の納税証明書については、申請の時期によって、下記の点にご注意ください。

注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、個人事業税の納税証明書は8月中旬までは各道税事務所では交付されないことから、これに代えて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印※のある第一表の写しを添付してください。

注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が遅れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、上記に準じて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付印のある第一表の写しを添付してください。

注3 9月以降に提出する場合は、各道税事務所個人事業税の納税証明書の交付を受け添付してください。

※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要です。



ウ 業種追加申請の手続きについて

Q3-17 許可の業種を追加したいのですが、どうすればよいか教えてください。

A3-17 既に許可を受けている業種に加えて、新たな業種の許可を受けたい場合は「業種追加」の申請をしてください。新たな業種を担当する経營業務の管理責任者及び専任技術者の要件を整えていただくことはもちろん、その他の事項も新規申請に準じて申請していただくことになります。

業種追加申請については、一部書類の省略も可能です。その他詳細については、「許可申請書の様式と主な添付書類」をご覧ください。

(<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/kk/akk/ksd/doboku/index.htm>)



Q3-18 業種追加と合わせて更新も同時に申請したいのですが、どのようにすれば良いですか。

A3-18 営業所一覧表（別紙2）は、新規用と更新用の両方を添付してください。その他の用紙は、そのまま使えます。

また、この場合の申請は、許可の有効期限の30日前までに行ってください。許可の有効期間が30日未満の場合は、更新と業種追加の申請はそれぞれ別個の申請をしていただくこととなりますので、ご注意ください。



エ 更新申請の手続きについて

Q3-19 工事实績がない場合でも建設業許可の更新ができますか。

A3-19 工事实績がない場合でも毎営業年度終了後に所定の決算変更届出書が提出されていれば、更新申請は可能です。

ただし、事業を廃止している場合や、許可を受けてから引き続き一年以上営業を休止した場合等は、建設業許可の取消処分の要件に該当することから、更新の申請は受付することができませんのでご注意ください。



Q3-20 許可の更新の申請はいつから可能ですか。

A3-20 更新の申請は、当該許可の有効期間満了の日の3か月前から、申請手続きを開始することができます。ただし、例のとおり、許可の有効期間満了の日の3か月前が行政庁の閉庁日の場合は、直後の閉庁日から、手続開始となります。

（例：平成30年8月3日が許可満了日の場合、3か月前にあたる平成30年5月3日（木・祝）・4日（金・祝）・5日（土・祝）・6日（日）が閉庁日となるため、申請受付開始は、平成30年5月7日（月）からとなります。）

なお、更新の申請は、有効期間満了の前日30日までにしなければなりません。



Q3-21 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか。

A3-21 許可の有効期間を経過したときは、更新申請はできません。この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になります。



Q3-22 更新の申請に当たって、役員の退任があった旨の変更届出書（様式第 22 号の 2）を提出していませんでしたが、更新申請が可能でしょうか。

また、更新申請の際に提出を省略できる書類はありますか。

A3-22 前回の建設業許可の更新から次の更新の申請の前までに、役員、経營業務の管理責任者や専任技術者などの変更があった場合は、更新申請の前までに変更の届出を必ず済ませておかなければ、許可の更新はできません。

- 更新申請の際には、株主（出資者）調書（様式第 14 号）、事務所の外観や事務室内部を撮影した写真など、変更が無ければ省略可能な書類があります。
- 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）も、変更が無ければ省略可能な書類の一つですが、株式会社の役員の重任などは登記内容に変更がある場合に当たりますので、添付を省略することはできません。
- 「主要取引金融機関名（様式第 20 号の 4）」については、前回の申請時以降に金融機関名称や支店名称が変更されている場合は、添付が必要です。



Q3-23 「許可の有効期間の調整」とは何ですか。教えてください。

A3-23 許可業種の追加によって業種ごとに許可の有効期間の満了の日が異なると、更新準備が煩雑になり、許可更新に係る申請手数料もその都度かかります。

更新や業種追加の申請を行う際に、既に許可を受けて現在有効な他のすべての建設業の許可について同時に許可の更新の申請をすることで、許可の有効期間の満了の日を同一とすることができます（業種追加の申請の際に有効期間を調整するには、他の建設業の許可の有効期限まで 30 日以上ある必要があります。）

建設業許可申請書の「許可の有効期間の調整」の欄で「する」（番号 1）・「しない」（番号 2）を選択してください。

「許可の有効期間の調整（許可の一本化）」をする場合は、すべての許可日を同日にすることになります。一本化する業種を選択することはできませんので注意して下さい。



Q3-24 更新申請時には、法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結など、建設業法施行令第 3 条に規定する使用人への委任内容が確認できる「委任状」の提示は必要でしょうか。

A3-24 令和 2 年 10 月 1 日の建設業法施行規則の一部改正により「委任状」の提示は不要となっています（新規申請も同様です）。



オ 確認書類について

Q3-25 施工管理技士の資格を持つ専任技術者が、合格証書の原本を紛失し写しありません。この場合、再発行の手続きが完了して新たな合格証書が届くまでは、許可の申請及び届出はできないのでしょうか。

A3-25 合格証書の写しがある場合は、写しの添付のみで原本の提示の必要がないため、申請及び届出をすることが可能です。

今回のように、合格証書の原本も写しもない場合は、再発行申請書（受付印のあるもの）を添付して、申請及び届出を行ってください。この場合、後日に再発行された合格証明書を提示していただく必要はありません。



Q3-26 監理技術者資格者証に記載される「所属建設業者」が、専任技術者の登録を行う業者名と一致していない場合や空欄の場合でも認められますか。

A3-26 資格要件が満たされていれば認められます。

ただし、監理技術者資格者証に記載に変更があった場合は、30日以内に変更手続を行う必要があります。詳細は交付機関（財団法人建設業技術者センター）にお問い合わせをお願いします。



Q3-27 監理技術者資格者証の記載内容に変更があり、裏面に変更内容が記載されています。裏面の写しも必要ですか。

A3-27 表面、裏面とも写しが必要です。



Q3-28 出向社員でも経營業務の管理責任者や専任技術者になることができますか。

A3-28 出向社員でも、出向先での常勤性が認められれば、経營業務の管理責任者や専任技術者になることができます（他社の常勤役員ではないことが条件です。）。

他社からの出向社員の常勤性を確認するための資料として、申請・届出時に次の（１）と（２）を持参してください。

（１） 出向元と出向先との間で締結された「出向協定書」「出向契約書」のいずれかと「出向辞令」

（２） 次のうちいずれかをご用意ください。

ア 社会保険被保険者証＋社会保険被保険者標準報酬決定通知書

イ 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）＋道民税・市町村民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）

なお、外国籍の方につきましては、あわせて住民票（現住所を確認できる本人の抄本）「発行日から3か月以内」を提示してください。

※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。

また、住民登録の住所と居所が異なる場合や遠距離通勤の場合には、別途書類（居所から営業所までの6ヵ月以上分の通勤定期、居所の公共料金の領収書等）を提示していただきます。



Q3-29 経營業務の管理責任者や専任技術者が、後期高齢者医療制度の対象者の場合、常勤性の確認書類としてどういう書類を提示すればよいですか。

A3-29 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者の方は後期高齢者医療制度被保険者証の他、源泉徴収簿、賃金台帳、出勤簿等の提示（コピー提出）をお願いします。



Q3-30 建設業許可申請書等の提出書類で押印が廃止されたと聞いたのですが。

A3-30

令和3年（2021年）1月1日から、建設業法施行規則で定められている様式（法定書類）の押印が廃止されています。

詳しくは北海道建設部建設管理課ホームページをご覧ください。

↓こちらをクリック

[「道内建設業者の皆様へ（令和3年（2021年）1月）」（北海道建設部建設管理課 HP へリンク）](#)



4 許可後の手続き等について



Q4-1 建設業許可の証明書がほしいのですが、どうすれば入手できますか。

A4-1 北海道知事許可業者の方について、現在有効な建設業許可を証明（確認）します。知事許可の場合は「許可の証明」になります。北海道知事が証明（確認）します。建設業の許可証明（確認）書には1通につき400円の北海道収入証紙が必要です。



Q4-2 建設業許可通知書を紛失しましたが、再発行はできますか。

A4-2 許可通知書の再発行は行っていません。許可通知書に代わるものが必要な場合は、許可証明（確認）書をご利用ください。



Q4-3 有限会社から株式会社にしたのですが、届出は必要ですか。

A4-3 有限会社から株式会社に組織変更した場合は、商号・名称等の変更について変更届出書

(様式第22号の2(第1面)他)を提出してください。
変更届出書の添付書類は、商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)です。
なお、組織変更に伴い、資本金や役員の変更などがあった場合は、それぞれの変更事項に関する手続きが必要となります。



Q4-4 商号、所在地、資本金、法人の役員等を変更したときは、どのような届出が必要か教えてください。

A4-4 商号、所在地、資本金、法人の役員その他、営業所(支店等)の名称・所在地・営業所長(建設業法施行令第3条の使用人)・許可業種、個人事業者の名称を変更したときは、変更届出書(様式第22号の2)の提出が必要です。法人の場合は、それらの登記の手続きを終了させてから変更の届出を行ってください。



Q4-5 経營業務の管理責任者や専任技術者を変更したとき、どのような届出が必要なのか教えてください。

A4-5 経營業務の管理責任者の変更は、経營業務の管理責任者証明書(様式第7号)、役員一覧表(別紙1)、経營業務の管理責任者の略歴書、専任技術者の変更は専任技術者証明書(様式第8号)、専任技術者一覧表(別紙4)を作成し、変更届出書を提出してください。これらの変更の届出は、変更の事由が発生してから14日以内に行います。

なお、経營業務の管理責任者や専任技術者が常勤・専任でいることは、許可を受けた建設業者として満たしていなければならない基本的な要件です。代わるべき者がおらず一日でも空白期間が生じた場合には、許可が失効することとなりますので、ご注意ください。

経營業務の管理責任者や専任技術者の要件については、[「2 建設業許可の要件等について」](#)をご覧ください。

また、常勤性が認められない事例については、A2-3の項目(※常勤性が認められない事例)を参照してください。



Q4-6 営業所を新設したときは、どのような手続きが必要か教えてください。

A4-6 営業所を新設したときは、その営業所の建設業法施行令第3条の使用人を定めるとともに、専任技術者を置く必要があります。これらの者は他の営業所との兼務はできません。ただし同一営業所内においては、建設業法施行令第3条の使用人と専任技術者とを兼務することができます。

北海道知事許可業者の方が道内に営業所を新設する場合は、変更届出書を提出してください。



Q4-7 更新申請時には、法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、建設業法施行令第3条に規定する使用人への委任内容が確認できる「委任

状」の提示は不要とのことですが、営業所での業種を変更する場合も不要ですか。

A4-7 この場合も「委任状」の提示は不要です。



Q4-8 後期高齢者のため保険証に事業所名の記載がありませんが、後期高齢者である役員へ交代する旨の変更届出書の提出は可能でしょうか。

A4-8 後期高齢者の方の保険証の写しに加えて、確定申告書の役員報酬欄への記載や住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）、特別徴収切替届出（受付印のあるもの）などにより、交代日における在職が確認できる場合は可能です。こうした資料がない場合は、源泉徴収簿（写）や出勤簿（写）など在职の確認が説明できる資料を提出してください。



Q4-9 新型コロナの影響で、決算変更届を未だに上川総合振興局建設指導課へ提出できて

いません。建設業許可の更新期限が迫ってきたので、決算変更届を提出せずに、更新申請書を先に郵送しても良いでしょうか。

A4-9 建設業許可更新前に必要とされている各種変更届（決算変更、役員変更、営業所の所在地の変更、経營業務の管理責任者・専任技術者の変更等）が提出されていないと、更新申請を受け付けることができません。

しかし、新型コロナの影響で必要な書類が揃わない場合、例えば、確定申告期限が延長されたことにより納税証明書がとれず、決算変更届を提出できないケースなどでは、確定申告の延長手続きを取ったことがわかる書類を添付していただき、納税証明書は入手でき次第当方へ提出していただくなどの対応をお願いします。

このような事例がある場合は、早めにご相談願います。



5 決算報告書について



Q5-1 決算報告書はいつまでに提出しなければならないのですか。

A5-1 許可を受けた後、決算期ごとに財務内容や工事経歴に変更が生じますので、その内容を「決算報告書」として、毎営業年度（決算期）経過後4か月以内に提出しなければなりません。

なお、建設業許可の更新申請の際には、前回申請から更新申請までの間の決算報告書が提出されていることを確認するため、変更届出書の副本を全て（5年ごとの更新のため、5期分）提示していただいています。これは、建設業許可の取消処分の要件に該当する、「引き続いて1年以上営業を休止」していないことを確認するためです。

決算報告書の提出にあたっては、次のことにご留意ください。

- 北海道知事許可の法人の決算変更届出書には上川総合振興局課税課又は名寄道税事務

所発行の法人事業税の納税証明書（原本）を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書（原本）を添付してください。

- 個人の決算については、上川総合振興局課税課又は名寄道税事務所発行の法人事業税の納税証明書（原本）を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書（原本）を添付してください。

なお、法人事業税の納税証明書については、下記の点にご注意ください。

注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、法人事業税の納税証明書は8月中旬までは道内の各道税事務所では交付されないことから、これに代えて、**前年の所得分の納税証明書を添付してください。例えば、令和2年12月末決算の場合は、平成31年度所得分の納税証明書を提出してください。**

注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が遅れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、**前年の所得分の納税証明書を添付してください。**

注3 9月以降に提出する場合は、上川総合振興局課税課又は名寄道税事務所でも法人事業税の納税証明書の交付を受け添付してください。

- 許可業種以外の工事を請け負った場合は、「直前三年の各営業年度における工事施工金額」（様式第3号）の「その他の建設工事の施工金額」欄にその金額を記入してください。「事業報告書」は、株式会社（ただし、特例有限会社は除く）の場合のみ作成し、添付する必要があります。
- 「附属明細書」（様式第17号の3）は、株式会社で、資本金の額が1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上のものは作成し、添付してください。



6 廃業届について



Q6-1 廃業届はどのような場合に提出するのでしょうか、教えてください。

A6-1 「廃業届」は、許可に係る建設業者が死亡したり、法人が合併により消滅したり、破産手続開始の決定、合併・破産以外の事由により解散した場合や、許可を受けた建設業を廃止する場合に提出するものです。

廃業届は、廃業事由により届出者が定められています。

なお、平成25年10月1日以降、廃業届を提出した建設業者に対して、許可を受けているという事実が消滅したという形式的な取消処分通知を送付しています。



Q6-2 許可業種のうち一部の業種を廃業したときは、どのような届出が必要か教えてください。

A6-2 許可業種のうち一部の業種を廃業した場合は、「一部廃業」の届出が必要です。一部廃業の届出の際には、必ずその業種を担当する専任技術者を削除する届出書（様式第22号の3）を併せて提出してください。

また、一部廃業する業種を担当する専任技術者が、他の業種の専任技術者も兼ねている場合は、専任技術者証明書（様式第8号）、専任技術者一覧表（別紙4）、変更届出書（様式第22号の2）を提出してください。



7 譲渡、合併、分割、相続について



Q7-1 建設業法改正により新しくできました「承継制度」の必要書類や手続きについて教えてください。

A7-1 令和2年10月1日の建設業法施行規則の一部改正により新設されました、承継制度ですが、概要は次のとおりです。詳しくは上川総合振興局建設指導課土木係へお問い合わせください。

【制度の概要】

令和2年（2020年）10月1日から、建設業許可に関する事業承継及び相続に関する制度が新設されました。

改正以前の建設業法では、建設業者が事業譲渡・合併・分割を行うときには、従前の建設業の許可を廃業するとともに、新たに建設業の許可を新規申請する必要がありました。この場合、廃業日から新たな許可日までの間に契約額500万円以上（建築一式工事では1,500万円以上）の建設業を営むことができない空白期間が生じる、という不利益が生じていました。

令和2年10月1日からの改正建設業法では、事業承継を行う場合は、あらかじめ「事前の認可」を、相続の場合は、死亡後30日以内に「相続の認可」を受けることで、空白期間を生じることなく、承継者（譲受人、合併存続法人、分割承継法人）及び相続人が、被承継者（譲受人、合併消滅法人、分割被承継法人）及び被相続人における建設業者としての地位を承継することが定められました。

なお、事業承継・相続の認可の審査においては、承継者及び相続人が建設業の許可要件等を備えていることが必要です。



Q7-2 建設業の許可を受けている法人ですが、令和2年12月1日にグループ会社へ吸収されて消滅する予定です。廃業や新規申請ではなく、事業承継で建設業の許可を吸収会社へ引き継ぎたいと考えていますが、どのような手続きが必要ですか。

A7-2 令和2年10月1日の建設業法施行規則の一部改正により新設されました、承継制度ですが、承継予定日より前に「あらかじめ」認可を行う制度です。今回の事例では、認可の通知を令和2年11月30日以前に行う必要があります。

さらに、北海道における申請手続きにかかる標準処理期間がおよそ35日（土日・祝日を除く開庁日）となっていることから、認可申請の関係書類の提出は、最低でも事業継承期日の1ヶ月前までをお願いします。また事前相談はさらにそれ以前から受け付けますので、十分に時間的な余裕を持ってご相談していただくようお願いします。

また、承継制度を利用しない場合は、従来どおり、従前の建設業の許可の廃業届及び新たな許可の新規申請の同時提出を行うことができます（この場合は、廃業日から新規申請の許可日までは、建設業の許可がない状態となります。）。



Q7-3 北海道知事許可で建設業を営んでいる法人ですが、他県の建設業許可業者から事業譲渡を受ける予定です。この場合、手続きや必要書類について教えてください。

A7-3 都府県をまたぐ承継等については、国土交通大臣による認可となります。事業譲渡後に本店を置くことになる都府県を管轄する、国土交通省の地方整備局の建設業許可担当へご相談ください。

北海道知事認可の対象となるものは、承継者と被承継者の全てが、北海道知事許可の建設業者または、北海道で建設業を営むもの（建設業の許可を持っていないもの）である場合のみです。



Q7-4 許可の有効期限が令和2年12月31日ですが、令和3年2月1日に合併で当社が消滅予定です。事業承継を許可の有効期限前に認可されれば、更新申請することは不要でしょうか。

A7-4 事前認可制度は、審査に日数を要するため、承継予定日前に事前認可を行うことができない場合があります。また認可通知を事前に行うことができた場合であっても、認可の期限を過ぎた後に、合併計画が破談するなど不測の事態が起きた場合は、認可とともに許可そのものが無くなってしまうため、合併前の状態に戻して従前の許可を継続ということができなくなります。

こうした事態を避けるために、承継予定日よりも前に許可の有効期限が来てしまう場合には、更新申請をおこなった上で、事前認可のご相談をしていただくようお願いいたします。



Q7-5 当社（A社）は、コンクリート製品の製造の他、工事部門（建設業を含む）、販売部門、食品加工部門を営んでいるが、令和3年4月1日付けで、A社の社名をB社に変更後、工事部門（建設業を含む）、販売部門、食品加工部門をB社からA社に新設分割して引き継ぐ。その後B社はC社へ吸収合併され消滅することになっている場合、建設業許可申請に係る今後の手続きについて教えてください。

- ①いつまでにどのような書類を上川総合振興局へ提出すれば良いか
- ②許可期間や許可番号は変わるのか
- ③今後会社分割と吸収合併に向けての手続きについて教えてください

A7-5 ① 新設分割日までに、「建設業許可申請の手引き（北海道知事許可業者用）令和2年10月版」のP50の表4-2のうち、「分割（新設）」欄に記載の書類を（総合）振興局建設指導課へ提出の上、認可まで受ける必要があります。ただし、認可を受けた内容に変更があった場合、認可を取り下げる必要がありますので、注意願います。

② 許可番号は、被承継法人のものが引き継がれます。

③ 建設業法上の手続きは①に記載した手続きに加えて、商号変更の届出をするのみとなります。ただし、今回のご相談では、①の但し書きに抵触する可能性が高いため、別途手続きの順序については、（総合）振興局建設指導課へ相談願います。また、会社法など他法令に基づく手続きについては、然るべき機関へ相談願います。



Q7-6 建設業法第17条の2第1項【認可申請における「許可に係る建設業の全部」について】

「許可に係る建設業の全部」とは、

ア 業種はもちろん、許可に係る建設業の資産（建設機械等）、常勤役員等、専任技術者等を含めて「全部」なのですか、

イ 業種のみを言うのでしょうか。（単に、承継する業種を取捨選択できないという意味なのでしょうか。）

A7-6

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することを指しますので、イのとおりです。

なお、許可に係る建設業の資産（建設機械等）、常勤役員等、専任技術者等を含めて「全部」を承継する必要はありませんが、承継先においても、許可要件を満たしていることは必要です。



Q7-7 令和2年10月に改正された建設業法では、当該承継の日の翌日から起算とありますので、仮に令和2年10月15日承継の認可がある場合、承継の日は令和2年10月15日であり、建設業許可の有効期間は、建設業法第17条の2第7項の規定により、令和2年10月16日から令和7年10月15日までとなる（更新時許可日が1日変更となる）と考えて良いのでしょうか。

A7-7

○ 承継の日が令和2年10月15日の場合、許可の有効期間の開始日は令和2年10月15日です。

○ 法第17条の2第7項に規定されているのは、「許可の有効期間（の満了日）を計算するための起算点が、承継日の翌日となる」ということですので、許可の有効期間の満了日は令和2年10月16日から起算して5年後の令和7年10月15日、ということになります。

○ よって、許可の有効期間は、令和2年10月15日から令和7年10月15日となります。

（注）なお、新規許可につきましても、民法第140条の原則を適用すれば上記の整理と同様になるところですが、建設業法上起算日の規定がなく、かつ、従前より許可日＝起算日として運用されていることから、許可日の午前零時に許可を行っているものと整理をすれば、民法第140条のただし書を適用し、許可日が令和2年10月15日であった場合、当該許可はその当日から起算して5年間、すなわち令和7年10月14日まで有効であると考えられることもできます。



Q7-8 法人成りにより許可を承継する場合で、

① 根拠規定は、建設業法第17条の2第1項か同条第3項のどちらでしょうか。

② ①において法第17条の2第1項（譲渡・譲受）とした場合、引継法人が設立されていない時点で認可申請を行うことは可能でしょうか。

③ ②について可能な場合、

ア 各種様式において申請者（譲受人）欄は誰を記載すべきでしょうか。

イ 引継法人の財務諸表や履歴事項全部証明書、納税証明書など、認可申請時に用意できない書

類がありますが、その対応方法について教えてください。

ウ 個人事業主と法人間で譲渡契約書は、申請時点においては（案）を提出で差し支えありませんか。

エ 認可通知は誰に対して出すのでしょうか。

A7-8

- ① 法第17条の2第1項（譲渡・譲受）によるものと考えます。
- ② 許可を承継する法人が設立されていない状態では、認可申請の主体も不確定となることから、申請を行うこと自体不可能であると考えます。



Q7-9 譲渡について個人が法人化する法人成りではなく、個人が全く関係のない第三者の法人に事業譲渡することも可能なのでしょうか。

A7-9

可能です。



Q7-10 被相続人の建設業許可が死亡後30日以内に切れる場合において、相続の認可申請を被相続人の許可が切れた後（死亡日から30日以内）に申請した場合は有効な申請となりますか。

A7-10

被相続人の許可を承継するという性質上、当該認可の有効期間内に、建設業法第17条の3の規定に基づき承継の認可申請書を提出するか、建設業法第12条の規定に基づき廃業届を提出するかを選択する必要があります。

したがって、当該許可が失効したのちに行った相続の認可申請は無効なものとして取り扱われます。相続の認可申請を行わないままに許可満了日を迎えた場合には、当該許可は失効します。



Q7-11 法人成り（個人事業主→法人）による譲渡に係る認可申請について、法人の設立前に認可申請をすることは可能でしょうか。

A7-11

許可を承継する法人が設立されていない状態では、認可申請の主体も不確定となることから、申請を行うこと自体不可能であると考えます。



Q7-12 建設業法施行規則第13条の2について

建設業承継の認可手続について、申請時点では「資本金」に関する基準は満たさないが、承継効力発生日には増資を行う旨の契約書が締結済みであり、かつ株主総会において、増資をする旨の議決もある場合には、当該基準を満たすものとして良いのでしょうか。

A7-12

申請時点において要件を満たしていなかったとしても、合併契約書等で効力発生日に要件を満たすことが明らかである場合などについては、認可するものと考えます。



8 行政手続の対面規制（郵送による申請書等の受付）について



Q8-1 建設業の更新申請の郵送申請について質問ですが、令和3年1月1日から、北海道庁では、建設業許可申請や経営事項審査申請などは、原則郵送による受け付けとされたと聞きましたが、建設業許可の更新の有効期間が満了する日が30日を切ってしまったものは、これまでどおり窓口で受け付けてもらえるのでしょうか。

A8-1 北海道では、令和3年1月1日から、建設業許可申請（新規・業種追加・更新等）や各種変更届出、経営事項審査申請などは、原則郵送による受け付けとなりましたが、窓口でご希望の場合は、従来どおり窓口で受け付けを承ります。

ご質問のように、建設業許可の更新の有効期間が満了する日が30日を切ってしまったものは、これまでどおり窓口で受け付けておりますし、郵送による受け付けもできます。

行政手続の対面規制に関する情報は、北海道建設部建設管理課ホームページをご覧ください。

↓こちらをクリック

[「建設業許可申請等に係る行政手続の対面規制の見直しについて」](#)（北海道建設部建設管理課HPへリンク）



Q8-2 建設業許可申請書（様式第1号）や変更届出書（様式第22号の2、様式4-1）に記載する日付は、いつの日付を記入すれば良いでしょうか。

また、更新申請や変更届出書を郵送した場合、受付日はそれぞれいつになりますか。

A8-2 建設業許可申請書（様式第1号）や変更届出書（様式第22号の2、様式4-1）に記載する日付は、上川総合振興局建設指導課へ書類を発送する日付をご記入ください。それ以外の書類の日付は、書類を作成した日付でかまいません。

また、建設業許可申請（新規・業種追加・更新等）については、上川総合振興局建設指導課に到着後、必要書類が揃っていることが確認できた日を収受日（＝受付日）としております。

変更届出書については、上川総合振興局建設指導課に到着後、必要書類が揃っていることと、届

出内容に不備がないことが確認できた日を収受日（＝受付日）としております。

許可申請、変更届出のいずれの場合でも、不足書類や内容に不備がある場合は、申請者（又は届出者）にご連絡させていただき、不足書類等を再送付していただくこととなりますので、送付票には、日中連絡のとれる連絡先を必ず記載してください。



Q8-3 建設業許可申請書を郵送してから、どのくらいで許可通知書が送られてきますか。また、審査の結果、許可が下りないということがあるのでしょうか。

A8-3 建設業許可に係る審査においては、通常、申請書收受後 35 日（土日・祝祭日を除く開庁日）を要しています。書類不備等で許可要件などが確認できない場合には、上川総合振興局建設指導課から担当者様へ連絡を入れ、補正作業をお願いしております。補正作業が終了しない場合は、許可通知書を送付できませんので、よろしくお願いいたします。



Q8-4 現在の経營業務の管理責任者を建設業法施行規則第 7 条第 1 号口に該当する常勤役員等（経營業務の管理責任者）と直接補佐者へ交代したいと考えていますが、郵送でなければ受け付けてもらえないのでしょうか。

A8-4 北海道では、令和 3 年 1 月 1 日から、建設業許可申請（新規・業種追加・更新等）や各種変更届出、経営事項審査申請などは、原則郵送による受け付けとなりましたが、窓口でご希望の場合は、従来どおり窓口で受け付けを承ります（経営事項審査申請を除く）。

建設業法施行規則第 7 条第 1 号口に該当する常勤役員等（経營業務の管理責任者）と直接補佐者に係る確認書類については、写しの提出をお願いします。



Q8-5 専任技術者の交代で、後任者の技術者要件が、指定学科の卒業と実務経験での証明となっておりますが、郵送でなければ受け付けてもらえないのでしょうか。

A8-5 北海道では、令和 3 年 1 月 1 日から、建設業許可申請（新規・業種追加・更新等）や各種変更届出、経営事項審査申請などは、原則郵送による受け付けとなりましたが、窓口でご希望の場合は、従来どおり窓口で受け付けを承ります（経営事項審査申請を除く）。

指定学科の卒業と実務経験での証明に係る確認書類については、写しの提出をお願いします。指定学科卒業の卒業証明書（3 ヶ月以内）についても写しの提出をお願いします。



Q8-6 行政書士ですが、副本とは別に行政書士用の控えも許可申請書（変更届出書）同封しておりますが、この場合は、行政書士用の控えにも上川総合振興局建設指導課の収受印の押印は可能でしょうか。

A8-6 上川総合振興局建設指導課の受付印（収受印）の押印は可能ですが、事務処理の都合上、行政書士事務所の控えを同封している旨を、送付票・返送用レターパック等に明記するようお願いいたします。

Q8-7 更新申請とあわせて、業種の追加を行いたいのですが、郵送で受け付けてもらえますか。

A8-7 更新申請とあわせて業種追加の申請も郵送で受け付けています。

Q8-8 決算報告・役員等（経營業務の管理責任者を除く）の就任退任に関する変更届と、経營業務の管理責任者・専任技術者等許可の要件にかかる変更届と、更新申請を同時に送る場合は、別々に分けて送る必要があるのですか。

A8-8 当方の審査の都合上、別々に送付しないようお願いします。許可要件に関する変更を含む場合で更新申請がある場合は、これも含めて全て同封の上「（新規・業種追加・更新等）申請書送付票」及び「建設業許可変更届出書送付票」により郵送をお願いします。

9 委任状について

Q9-1 更新申請と、決算報告書と、専任技術者の変更届を同時に提出する予定です。委任状は一部でも構いませんか。

A9-1 委任状は、申請、届出ごとにそれぞれ一部ずつ写しを添付してください。原本の提出の必要はありません。

Q9-2 経営事項審査の申請書と決算報告書を同時に提出します。委任状は、どちらかに原本を添付すれば、もう一方はコピーでもかまいませんか。

A9-2 同時に提出される際に、一部を原本とし、他の申請等書類には写しでも可とする取扱いは建設業許可にかかるものに限り、経営事項審査の申請書には必ず委任状の原本を添付してください。

ご質問の内容では、経営事項審査申請と決算変更届の両方に、それぞれ委任状の原本の添付が必要となります。（委任項目が両方記載の場合でも、それぞれに添付が必要です。）

Q9-3 更新申請と役員の変更届を持参しました。役員の変更届は受け付けてもらえましたが、更新申請に補正項目があり受け付けしてもらえませんでした。委任状は、全委任項目を謳った一部しか預かっていません。受付完了した変更届を返してもらえますか。それとも、もう一部委任状をもらわなくてはなりませんか。

A9-3 役員の変更届の受付日と同日に、更新申請の補正解消ができれば委任状が写しのままでも構いませんが、翌日以降の受付となる場合は、新たに委任状の写しが必要です。
なお、受付完了した書類は返却しません。



Q9-4 委任状を持参するのを忘れました。間違いなく委任状を預かっているので、ファックスで今すぐ上川総合振興局あてに送ることは出来ます。それを確認してもらい、審査を受けることはできますか。又は委任状を後日郵送しても良いですか。

A9-4 申請（届出）時に、必ず委任状の写しが必要です。代理申請の場合、委任状が確認出来なければ、審査（確認）できません。



Q9-5 委任状のコピーは持ってきましたが、原本を忘れてしまいました。事務所に戻り次第、郵送するので、受け付けてもらえますか。

A9-5 委任状はコピーでかまいません。



Q9-6 委任状をコピーしてくるのを忘れました。建設指導課でコピーしてもらえますか。

A9-6 委任状に限らず、申請書類等についても、当課でコピーすることはできません。提出前に準備してください。



10 その他



Q10-1 申請手続について相談や作成依頼ができる専門家はいますか。

A10-1 建設業許可の申請手続等を本人に代わって業としてできるのは、行政書士法により、行政書士会に入会している行政書士だけです。
行政書士に依頼する場合は、委任状を添付させてください。



Q10-2 許可申請書の閲覧は可能ですか。またどこで閲覧できますか。

A10-2 上川総合振興局旭川建設管理部建設指導課土木係（北海道上川合同庁舎2階）窓口で、閲覧申込書（閲覧窓口において配付）に閲覧目的等の必要事項を記載の上、申込みをしてください。閲覧は無料です。

閲覧可能な書類は、現在有効な許可をお持ちの北海道知事許可の建設業者のうち、上川総合振興局管内の建設業者が提出した許可申請書や変更届出書等で、上川総合振興局において

保存している書類です。経営事項審査の結果や解体工事業者登録簿の閲覧もできます。

【閲覧日】

北海道庁・総合振興局（振興局）が開庁している日（土曜日・日曜日・祝日等及び12月29日から1月3日までの間は、閲覧できません。）

【閲覧時間】

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで



Q10-3 建設業者に行政処分がないか知りたいのですが、調べる方法を教えてください。

A10-3 建設業法に基づく行政処分で、最近6年度分のものについては、北海道建設部建設政策局建設管理課ホームページ「建設業を営む者に対する監督処分について」

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/keniohp/sinsa/kantoku.htm>)

でご覧いただけます。



Q10-4 『建設業許可申請の手引き』はどこで入手できますか。

A10-4 『建設業許可申請の手引き』の最新版（令和3年1月対応）については、一般社団法人北海道土木協会（電話011-271-3681）で販売しています。

(<http://doboku.server-shared.com/goods.html>)



Q10-5 北海道収入証紙のことについて、知りたいのですが。

A10-5 北海道収入証紙に関することは、北海道出納局のホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/syoushi.htm>)

北海道上川合同庁舎1階売店でも販売しておりますので、ご利用ください。



Q10-6 道の様式で収入証紙貼付台紙がありますが、収入証紙には「割印をしない」旨記載されています。収入証紙の割印はいつ行うのでしょうか。

A10-6 収入証紙の割印は、当課の窓口で申請書類の確認が終了したときに行いますので、事前に収入証紙貼付台紙に割印をしなくてもよいです。

